

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—  
第 2-67 部：工業用及び業務用床処理  
並びに床磨き機の個別要求事項

## 正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	7.12	— “注意 この機器は、…、ぬれた条件下で使用又は保存してはならない。”	— “注意 この機器は、…、屋外のぬれた条件下で使用又は保存してはならない。”
	15.1.2	シャンプー機器以外の…。試験を開始する前に、製造業者の指示に基づく洗剤水溶液を、…。	シャンプー機器以外の…。試験を開始する前に、15.2 に規定された洗剤水溶液を、…。
	15.2	<b>備考 101.</b> 機器を水平から 10° 傾けた台の上に…。	<b>備考 101.</b> 液体容器を製造業者の取扱説明書に示されている水準の半分まで満たし、機器を水平から 10° 傾けた台の上に…。
	15.3	相対湿度は(93±2)%とする。	相対湿度は(93±6)%とする。
	22.35	被覆部分は、要求される絶縁が維持しているか又は、縦方向に移動し、は(剥)がれてはならない。	覆われた部分は、要求される絶縁が維持できないほど縦方向に縮んではならず、又はは(剥)がれてはならない。
	22.103	適否は、目視検査及び測定によって判定する。	適否は、目視検査によって判定する。
附属書	附属書 AA	— 10 %純度試験：10 トン未満	— 10 %純度試験：10 トン以上
		— コンクリートミックスの…、つまり全体物（適切な範囲内で）及び…。	— コンクリートミックスの…、骨材（適切な範囲内で）及び…。

平成 18 年 7 月 3 日作成